

重要事項説明書

当事業所がご利用者に対して指定訪問看護・指定介護予防訪問看護サービスを提供させていただくに際して、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容をご説明いたします。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者の基本情報

事業者名称	株式会社創謙
代表者役職・氏名	代表取締役 林 直子
電話番号	0797-62-6987
法人設立年月日	平成 26 年 1 月 10 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所の基本情報

事業所名称	訪問看護ステーション創謙
事業所所在地	兵庫県芦屋市大原町 2 番 6 号 ラ・モール芦屋 204 号
電話番号・FAX 番号	TEL:0797-62-6987 FAX:0797-62-6988 HPアドレス： https://soukenashiya.wixsite.com/website
介護保険事業所番号	2861090120
開設年月日	平成 26 年 5 月 1 日
通常の事業の実施地域	芦屋市、塩瀬・山口地区を除く西宮市、神戸市東灘区
管理者氏名	林 直子

3 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者が希望と生きがいをもって療養生活を送ることを目指し、適正な訪問看護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	利用者の心身の機能の維持回復を図り、可能な限り自立した生活を送ることができるよう、又、病気による苦痛を和らげ心身ともに安楽な状態が維持され、生活の質が改善し維持されることを目指します。

4 サービス提供日時・サービス相談窓口

サービス提供日時	月曜～土曜 9時～17時30分
サービス相談窓口	TEL：0797-62-6987 FAX：0797-62-6988 (提供日時の時間帯にお気軽にお電話でご連絡ください。)
休業日	日曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

サービス提供日以外の日に訪問をご希望の場合はご相談ください。

5 職員体制

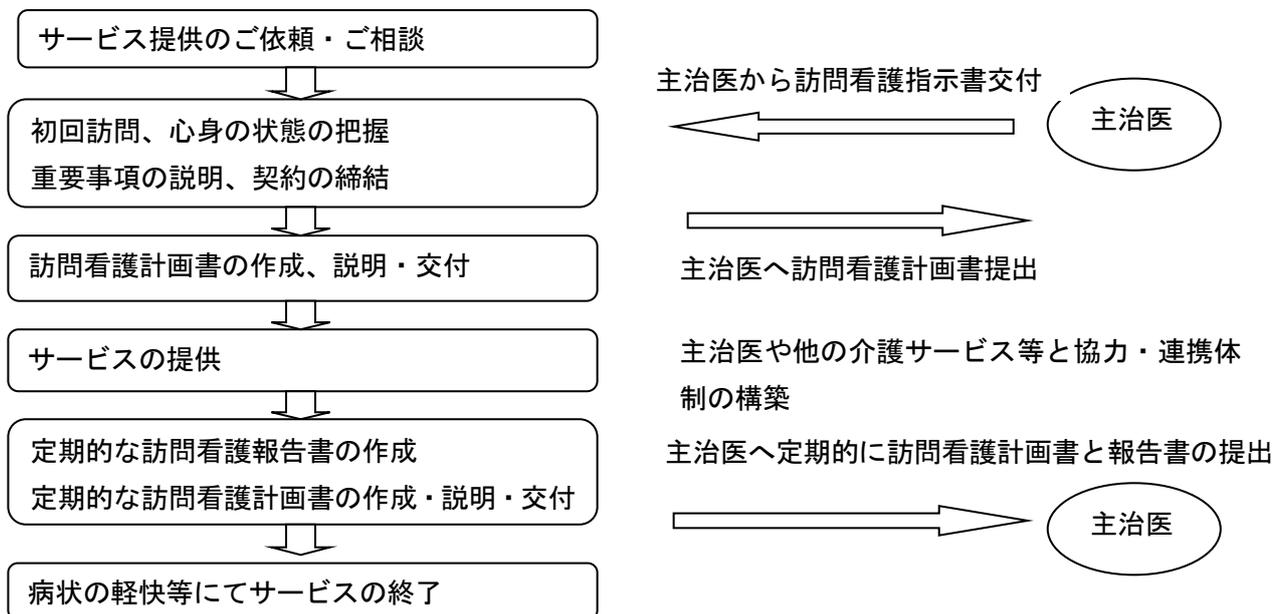
管理者（看護師）1名、常勤看護師4名、非常勤看護師1名、
常勤理学療法士2名、非常勤理学療法士3名、非常勤言語聴覚士1名
非常勤事務担当職員1名

※ サービス提供担当職員は身分証明書を携帯し、初回訪問時及びご利用者から求められた時にはそれを提示します。

6 サービスの内容

- ① **病状の観察**：血圧や体温、脈拍、呼吸等お体の状態を観察して病気の状態を評価します。
- ② **身の回りのお世話**：入浴介助、食事介助、排泄介助等身の回りのお世話を行います。
- ③ **薬の管理**：薬服用の支援、副作用予防対策を講じ、適切な服薬管理を支援します。
- ④ **医師の指示に基づく医療処置**：医療用カテーテルの管理、在宅酸素や人工呼吸器等の医療機器の管理、創傷処置（手術や病気によってできた傷の手当て）等を行います。
- ⑤ **緩和ケア・ターミナルケア**：病気や治療に伴う痛みやその他の苦痛となる症状を和らげ、様々な悩みや心配ごと等のご相談に応じます。看取り時に必要なケアを行います。
- ⑥ **褥瘡（床ずれ）ケア**：褥瘡の予防、褥瘡の処置と悪化予防を図ります。
- ⑦ **リハビリテーション**：心身の機能の維持向上を図るリハビリテーションを行います。
- ⑧ **介護相談**：ご家族やお世話される方の介護に関するご相談に応じます。

7 サービス提供の手順



8 職員の体制と担当職員の変更

ご利用者ごとに一人の訪問看護師・療法士が担当し、サービス提供は基本的に担当者が行います。ただし担当者が休暇等で訪問できない場合は、他の職員が訪問することがあります。選任された担当者の変更を希望される場合にはお申し出ください。事業の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、希望に添うように調整します。その場合、特定の職員の指名は受け付けておりません。ご了承ください。

9 訪問看護計画書に基づいた実施

訪問看護計画書は、主治医の指示を踏まえて、療養上の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した物です。すでに居宅サービス計画が作成されている場合は当該計画の内容に沿って作成します。ご利用者に対してご説明のうえ、同意をいただいて交付します。サービスは訪問看護計画書に基づいて提供します。

10 緊急時の対応

サービス提供期間中の事故や体調悪化等の緊急時の対応については以下の通りです。

緊急連絡の連絡先	訪問看護ステーション創謙 TEL：0797-62-6987
緊急連絡受付時間	365日 24時間
対応方法	電話で状況を伺い、ご利用者のご病状に応じて一番良い方法をご提示します。必要時緊急訪問をいたします。

11 サービス実施時の留意事項

① 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道、電気、タオル、ティッシュ、使い捨てグローブ、石鹸、ドライヤー等）はご利用者所有の物を無償で使用させていただきます。

② 訪問看護師の禁止行為

訪問看護師・療法士はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ・ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書等の預かり、行政手続き等
- ・ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ・ 6「サービスの内容」に含まれない買い物や調理などの家事、受診や外出の付き添い

③ 虐待の防止やハラスメント防止

高齢者虐待防止法に基づき、ご利用者への虐待の防止に努め、虐待が発生した場合は厳正な措置を講じます。また、万が一ご利用者やご家族による当事業所職員へのハラスメントが起きたとき、いかなるハラスメントに対しても厳正な措置を講じます。

④ 身体拘束等の禁止

ご利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。緊急やむを得ない場合はその理由を明確にし、ご説明いたします。生命の危険がある等迅速な身体拘束が必要な場合には、事後にご説明する場合があります。

⑤ 災害時の対応とBCP（事業継続計画）

非常災害時には、職員が被災し勤務できない場合や通信や交通が遮断された場合にスケジュール変更や訪問不可となること、また事前にご連絡ができなくなることも起こり得ます。早期に通常業務が再開できるようにBCP(事業継続計画)を策定し、災害時対応の研修及び訓練を定期的に行っています。

⑥ 感染症対策

感染症の予防及び蔓延防止のため、感染防止策を講じ徹底しています。ご利用者、又は同居するご家族が新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な感染症に罹患した場合、或いは、職員が罹患した場合、やむを得ず一時的なサービス停止等の調整を行う場合があります。早期に通常業務が再開できるようにBCP（事業継続計画）を策定し、感染症蔓延時の対応の研修及び訓練を定期的に行っています。

⑦ 事故発生時の対応

ご利用者に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、主治医、担当の介護支援専門員などへの連絡を行うとともに必要な措置を講じます。事業所は万が一の事故発生に備えて、訪問看護事業者総合保障制度（訪問看護事業者賠償責任保険）に加入しています。

1.2 個人情報の取り扱い

介護保険法等の規定に基づき、正当な理由なく、サービス提供を通して知り得たご利用者の秘密を秘匿します。サービス提供に際して個人情報を取り扱う際は事前に別紙「訪問看護ステーション創謙 個人情報保護に関する方針」を説明し、「個人情報の保護に関する同意書」の内容を説明したうえで同意を得ます。同意が得られない場合はサービス調整や一体的なサービス提供が困難となることがありますのでご協力をお願いいたします。

1.3 サービス利用のキャンセル

ご契約者のご都合により、サービスの利用をキャンセルする場合は、サービス実施日の前日の午後 5 時 30 分までにご連絡ください。キャンセルの連絡がなく訪問し不在などの理由でサービスが提供できなかった時等にキャンセル料がかかります。

1.4 サービスに関する相談・要望・苦情申立て

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・要望・苦情は、事業所の相談窓口までご連絡ください。速やかに対応いたします。又、芦屋市福祉部介護保険課（TEL：0797-38-2024）や兵庫県国民健康保険団体連合会（TEL078-332-5617）にも相談窓口がございます。

1.5 料金の請求及びお支払方法

利用料等の請求方法	毎月 15 日前後の訪問日に当事業所の訪問看護師が前月分の請求書を持参いたします。
お支払い方法	<u>現金払いの場合</u> 請求月末日までの訪問看護師・療法士が訪問した折にお支払いください。受領後に領収書を発行いたします。 <u>自動引き落としの場合</u> ご指定の口座から毎月 27 日に前月の料金を引き落としいたします。最初の月は口座情報の審査に時間を要することがあるため、現金でお支払いをお願いする場合があります。領収書は入金確認後に発行いたします。

1.6 記録の保管

サービス提供の記録を 5 年間保管しています。記録の閲覧および写しの交付をご希望の場合はお申し付けください。複写にかかる料金を請求させていただく場合があります。

1.7 利用料金

利用者負担額は利用料総額（基本単位×地域単価（11.05））×自己負担割合（利用者の年収等により割合は異なるが1～3割）の額と各種加算が加わります。ご利用の保険等により端数処理の方法が異なるので詳しくはお問合せください。介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用については、基本利用料（単位数×地域単価）の全額が自己負担となります。又、基本単位は今後介護報酬改定に伴い変更する可能性があります。

① 訪問看護料

	自己負担 1 割		自己負担 2 割		自己負担 3 割	
	介護	支援	介護	支援	介護	支援
20 分未満	347 円	335 円	520 円	493 円	909 円	877 円
30 分未満	520 円	498 円	1040 円	997 円	1,561 円	1,495 円
30 分以上 1 時間未満	909 円	877 円	1,819 円	1,754 円	2,728 円	2,632 円
1 時間以上 1.5 時間未満	1,246 円	1,204 円	2,493 円	2,409 円	3,739 円	3,613 円
理学療法士等の場合 ^{注1)} (1 回 20 分)	325 円	314 円	649 円	628 円	975 円	941 円

注 1) 1 日に 2 回（20 分×2 回）を超えて実施するときは 90/100

定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した場合の訪問看護料

	1 割	2 割	3 割
要介護 1～4	3,271 円	6,543 円	9,813 円
要介護 5	4,155 円	8,311 円	12,465 円

(※月途中で開始になった場合等は日割り計算になります。)

② その他訪問看護費の加算料

項目	1 割	2 割	3 割	内容
緊急時訪問看護加算 (I) (月 1 回)	663 円	1,326 円	1,989 円	24 時間 365 日緊急の電話対応や緊急訪問に対応する体制を利用する場合
特別管理加算 (I)(月 1 回)	553 円	1,105 円	1,657 円	気管切開・留置カテーテル使用 (胃瘻・腸瘻・腎瘻・CV ポート等)
特別管理加算 (II)(月 1 回)	276 円	552 円	829 円	その他医療機器使用の場合 (在宅酸素、人工肛門、褥瘡等)
長時間訪問看護加算(1 回毎)	331 円	663 円	995 円	特別管理加算を算定しており、1 時間 30 分を超える場合
複数名訪問看護加算 (I)	281 円	561 円	842 円	2 人の看護師が同時に訪問看護を行う場合：30 分未満
	444 円	888 円	1,332 円	2 人の看護師が同時に訪問看護を行う場合：30 分以上

退院時共同指導加算	663 円	1,326 円	1,989 円	主治医等と在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合 退院又は退所時に原則 1 回
初回加算 (Ⅰ)	387 円	774 円	1,160 円	新規に訪問看護を退院日または退所日に提供した場合
初回加算 (Ⅱ)	331 円	663 円	995 円	新規に訪問看護を退院・退所日翌日以降に提供した場合
ターミナルケア加算	2763 円	5525 円	8288 円	死亡月に 1 回算定
看護・介護職員連携強化加算	276 円	553 円	829 円	訪問介護職員と連携して痰吸引の実施を支援する場合
口腔連携強化加算 (1 回毎)	55 円	111 円	165 円	口腔の健康状態の評価を実施した場合 歯科医療機関及び介護支援専門員に対して情報提供した場合
サービス提供体制強化加算 (1 回毎)	3 円	7 円	10 円	サービスの質を向上させる取り組みをしていることへの加算

③ 交通費

西宮市(塩瀬・山口地区を除く)、芦屋市、神戸市東灘区在住の方	無料
上記以外の地区に在住の方	公共交通機関を利用した場合その実費 車で訪問した場合 10km 未満：300 円 10km 以上：600 円

④ その他のサービス料金

エンゼルケア料 (ご家族等のご依頼により訪問看護師が行うご遺体の清拭、整容等のケア)	10,000 円
---	----------

⑤ キャンセル料

キャンセルの連絡がないため訪問したが不在等の理由でサービス提供できなかった場合等	3,000 円
--	---------

① ～⑤の合計がご請求金額となります。

※要介護認定、要支援認定を受けておられない方等の利用者負担額について

- ・ 要介護認定等を受けておられない方はサービス利用料の全額を一旦お支払いいただきます。当事業所は「サービス提供証明書」を発行いたします。その証明をもって、要介護認定の結果が出た後、自己負担額を除く金額が介護保険からご契約者に払い戻しされます（償還払い）。ただし、「暫定居宅サービス計画」が作成されている場合は、自己負担分のみお支払いいただきます。
- ・ ご契約者に保険料の滞納がある場合は、介護保険適用であっても一旦利用料は全額自己負担となります。当事業所で発行する「サービス提供証明書」をもって保険料納付の後、自己負担額を除く全額の払い戻しを受けてください。

指定訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明・交付日： 年 月 日

説明・交付者 株式会社創謙 訪問看護ステーション創謙
〒659-0092 芦屋市大原町 2 番 6 号 ラ・モール芦屋 204 号

氏名： _____

私は、本書面により、本事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者 住所： _____

氏名： _____

代理人 住所： _____

氏名： _____ 続柄（ ）